

(介護予防) 訪問リハビリテーション運営規定

(事業の目的)

- 第1条 医療法人弘遠会（以下「事業者」という）が開設する天竜すずかけ病院（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションの必要性を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 天竜すずかけ病院
 - 二 所在地 浜松市天竜区二俣町二俣2396-56

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- 一 理学療法士10名以上（常勤）
 - 二 作業療法士5名以上（常勤） 作業療法士1名（非常勤）
 - 三 言語聴覚士2名以上（常勤）
- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定

する休日及び12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(利用料等)

- 第6条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、自宅までの往復分を請求とする。
片道1キロメートルにつき50円とする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第7条 通常の事業の実施地域は、浜松市天竜区・浜北区・北区の一部・磐田市・森町の一部（天竜すずかけ病院より片道10キロメートル圏内）とする。10キロメートル以上は要相談とする。

(苦情処理)

- 第8条 管理者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第10条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第11条 事業者は、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修採用後1か月以内
 - 二 継続研修、随時
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人弘遠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 事業所は、虐待の発生防止及び早期発見、再発を防止するため、下記の措置を講ずる
- 1 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 4 第三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く

(感染症予防の取り組み)

- 第13条 事業所は、訪問リハビリテーションにおいて、感染症の発生又は蔓延しないように、研修及び対策について措置を講じる。

附則

この規定は、２０１６年１０月１日から施行する。

２０２０年４月２０日 改訂

２０２１年４月 １日 改訂

２０２４年４月 １日 改訂